小規模個人再生による再生計画取消

平成１６年（再イ）第８５号

大阪市福島区海老江１丁目７番７号、認可決定時の住所大阪市福島区福島２丁目４番６―701号

再生債務者　豊田　祥二

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成16年８月６日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成24年５月18日

大阪地方裁判所第６民事部

平成１８年（再イ）第１０４号

栃木県宇都宮市御幸ヶ原町10番地36　808号

再生債務者　板橋　信夫

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成19年２月８日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成24年５月１日

宇都宮地方裁判所第１民事部

平成１９年（再イ）第３２２号

福岡市西区姪の浜５丁目20番10―101号、認可決定時の住所福岡市西区拾六町２丁目12番35―205号

再生債務者　梶原　孝明

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成19年10月15日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成24年５月15日

福岡地方裁判所第４民事部

平成１９年（再イ）第６８号

熊本県上益城郡益城町大字平田1337番地２

再生債務者　山本　三也

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成19年10月17日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成24年５月21日

熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２０年（再イ）第８５２号

福岡市東区和白１丁目３番26―202号

再生債務者　木室万里夫

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成21年３月16日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成24年５月11日

福岡地方裁判所第４民事部

小規模個人再生による変更再生計画認可

平成２２年（再イ）第２８号

石川県加賀市山代温泉ト78番地４

再生債務者　山谷まゆみ

1　主文　本件変更再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年５月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年５月18日　金沢地方裁判所小松支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第３号

青森市大字大野字若宮168番地14

再生債務者　天内　輝光

1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年６月11日まで

4　一般異議申述期間　平成24年６月18日から平成24年７月２日まで

青森地方裁判所民事部再生係

平成２４年（再ロ）第５号

福岡県福津市中央１丁目16番６―1309号

再生債務者　園田　俊彦

1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年６月13日まで

4　一般異議申述期間　平成24年６月20日から平成24年６月27日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再ロ）第１１号

大阪市住吉区我孫子東１丁目５番３―301号

再生債務者　廣岡　成浩

1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年６月15日まで

4　一般異議申述期間　平成24年６月18日から平成24年７月２日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再ロ）第１号

山形県最上郡大蔵村大字清水155番地４

再生債務者　林　　信治

1　決定年月日時　平成24年５月18日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年６月18日まで

4　一般異議申述期間　平成24年７月２日から平成24年７月17日まで

山形地方裁判所新庄支部

平成２４年（再ロ）第１号

富山市東老田1233番地２

再生債務者　平野智津子

1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年６月18日まで

4　一般異議申述期間　平成24年６月25日から平成24年７月２日まで

富山地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第１号

長野県岡谷市幸町７番13号　都野守英美方

再生債務者　田畑　匡介

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年５月11日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年６月11日まで

平成24年５月21日　長野地方裁判所諏訪支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１号

佐賀県佐賀市南佐賀３丁目７番３号

再生債務者　竹下　　智

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年５月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年５月15日

佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（再ロ）第３号

横浜市西区平沼２丁目９番20―501号

再生債務者　石井　雅紀

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年５月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年５月17日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（再ロ）第２号

愛媛県西予市三瓶町周木１番耕地351番地

再生債務者　丸島　和隆

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年５月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年５月17日　松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（再ロ）第２７号

北海道恵庭市駒場町３丁目８番１号

再生債務者　鈴木　康彦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年５月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年５月18日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再ロ）第５号

長野県安曇野市穂高北穂高1415番地１

再生債務者　佐柳　美穂

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年５月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年５月18日　長野地方裁判所松本支部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１６年（再ロ）第３１号

長崎県平戸市赤松町156番地

再生債務者　山口　政廣

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成16年６月21日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成24年５月14日

福岡地方裁判所第４民事部